

初度の入札時に提出する工事費内訳書の作成方法

初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）をあらかじめ作成の上、入札書提出時に提出すること。

内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

- 1 工事費内訳書は、公告において添付している積算内訳書の科目別内訳以上の項目で作成してください。様式は任意ですが、エクセルファイルを用意していますのでご利用ください。
- 2 積み上げの計算式は入っていませんので、式を入れるか、金額を入力してください。
- 3 「値引き」がある場合は、欄を追加した上で記載してください。
- 4 提出の際は、入札書と同一の記名押印をした上で封書に入れてください。

【入札心得抜粋】

（工事費内訳書の提出等）

第23条 入札執行時に工事費内訳書の提出を求めますので、参加する入札に係る工事費内訳書をあらかじめ作成の上、持参するようしてください。

- 2 入札参加者又はその代理人は、工事費内訳書を封書の上、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。
- 3 工事費内訳書には、見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応する金額を記載しなければなりません。
- 4 入札参加者又はその代理人は、その提出した工事費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
- 5 第7条各号に掲げるほか、工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費内訳書に係る入札は無効とします。
 - (1) 工事費内訳書の提出がない場合
 - (2) 工事費内訳書の記載金額(合計金額)その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合
 - (3) 工事費内訳書に記名押印がない場合
 - (4) 入札者（代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人）以外の者が工事費内訳書を提出した場合
 - (5) 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
 - (6) 見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合
- 6 前項により入札が無効となった場合は、第9条に掲げる再度入札に参加できません。